

大和市教育委員会訓令第1号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)人事関係の表、休暇等の承認の項を次のように改める。

休 暇 等 の 承 認	休暇 欠勤 職務に専 念する義 務の免除	指導主事及 び主査以下 の年次休暇 及び夏季休 暇	場長及び主幹 等以下（主幹 兼係長の権限 に属するもの を除く。）	参事、 課長及 び担当 課長	次長	部長 及び 担当 部長	療養休暇、出産休暇、介護休 暇、介護時間、組合休暇、自 己啓発等休業、配偶者同行休 業、育児休業、部分休業及び 欠勤並びに大和市職員の職務
	自己啓発 等休業 配偶者同 行休業				部長を 除く全 職員	部長	に専念する義務の特例に関す る条例第2条第3号の「任命 権者が定める」基準について （昭和47年大和市例規通
	育児休業 部分休業				部長を 除く全 職員	部長	達）第1号、第7号及び第1 0号については、教育総務課 長に合議

別表第1(2)人事関係の表、服務、営利企業への従事等の許可の項を次のように改める。

営利企業への従事 等の許可			臨時的任用職員 及び非常勤職員	全職員（部長の権限に 係るものを除く。）	
------------------	--	--	--------------------	-------------------------	--

別表第2教育総務課、配置、異動等の項を次のように改める。

配置、 異動等	① 学校職員の自 己申告の実施 ② 学校職員の配 置及び異動関係 資料の作成	① 現金取扱員の任免 ② 部長を除く職員の休職処分 (地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第28条第 2項第1号に規定するものに 限る。)	① 職員(学校職員を含 む)の配置及び異動の 決定 ② 休職処分(部長の権 限に係るもの及び専従 休職を除く。)	
------------	--	---	---	--

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。